○経済産業省告示第百九十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　小此木　八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第1に掲げる自由化されていない品目（以	一　輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第1に掲げる自由化されていない品目（以

下「非自由化品目」という。）及び同表の第２に掲げる品目とする。

第１　［略］

第２　モントリオール議定書附属書に定める規制物質

品　目
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「モントリオール議定書」という。）附属書Ａのグループ Ｉ に属する物質（次に掲げるものを除く。） イ　二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの ロ　当該物質以外の物質の製造工程において

下「非自由化品目」という。）及び同表の第２に掲げる品目とする。

第１　［略］

第２　モントリオール議定書附属書に定める規制物質

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「モントリオール議定書」という。）附属書Ａのグループ Ｉ に属する物質（二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び試験研究又は分析に用いられるものを除く。）、同議定書附属書Ａのグループ Ⅱ に

原料として使用されるもの ハ　試験研究又は分析に用いられるもの	属する物質（二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの及び当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものを除く。）、同議定書附属書Ｂに掲げる物質（二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び試験研究又は分析に用いられるものを除く。）、同議定書附属書Ｃのグループ Ｉに属する物質（二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの及び当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものを除
モントリオール議定書附属書Ａのグループ Ⅱに属する物質（次に掲げるものを除く。） イ　二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの ロ　当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの	
モントリオール議定書附属書Ｂに掲げる物質（次に掲げるものを除く。） イ　二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの ロ　当該物質以外の物質の製造工程において	

原料として使用されるもの ハ　試験研究又は分析に用いられるもの	く。）、同議定書附属書ＣのグループⅡに属する物質及び同議定書附属書ＣのグループⅢに属する物質（二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び試験研究又は分析に用いられるものを除く。）並びに同議定書附属書Ｅに掲げる物質（二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの、試験研究又は分析（大気中の当該物質の濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している当該物質の量の測
モントリオール議定書附属書Ｃのグループ Ｉに属する物質（次に掲げるものを除く。） イ　二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの ロ　当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの	
モントリオール議定書附属書ＣのグループⅡ及びグループⅢに属する物質（次に掲げるものを除く。） イ　二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの	

ロ　当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの ハ　試験研究又は分析に用いられるもの	定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（当該物質の使用により得られる効用と当該物質に代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）、当該物質を物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該物質が破壊されるものに限る。）又は当該物質の毒性に関するものに限る。）に限る。）に用いられるもの及び貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものを除く。）
モントリオール議定書附属書Ｅに掲げる物質（次に掲げるものを除く。） イ　二の表の第２に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの ロ　当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの ハ　試験研究又は分析（大気中の当該物質の濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している当該物質の量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究	

（当該物質の使用により得られる効用と当該物質に代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）、当該物質を物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該物質が破壊されるものに限る。）又は当該物質の毒性に関するものに限る。）に限る。）に用いられるもの

ニ　貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるもの

モントリオール議定書附属書Ｆに掲げる物質（当該物質以外の物質の製造工程において原料

として使用されるものを除く。）

二・二の二　［略］

三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関

二・二の二　［略］

三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関

への提出とする。

1～6　［略］

7　［削る］

への提出とする。

1～6　［略］

7　(1)　ＰＦＯＳ又はその塩が使用されているエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムを輸入しようとする者は、当該輸入に係るエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務

(1)・(2)　［略］

(3)　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（二の表の第１中三の９の（１）に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモ

用写真フィルムにＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(2)・(3)　［略］

(4)　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（二の表の第１中三の９の（１）に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモ

クザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきもの並びに７の(4)及び(5)に基づき

クザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきもの並びに７の(5)及び(6)に基づき

経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

	国	種	貨物
［略］			

(4)　ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生きている動物（二の表の第１中三の９の（１）に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、

経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

	国	種	貨物
［略］			

(5)　ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生きている動物（二の表の第１中三の９の（１）に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、

ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であって、二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきもの及び７の(5)に基づき事前確認を受けるべきもの以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(5)　［略］

(6)　当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モントリオール議

ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であって、二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきもの及び７の(6)に基づき事前確認を受けるべきもの以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(6)　［略］

(7)　当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モントリオール議

定書附属書Ａに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Ｂに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Ｃに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Ｅに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）及び同議定書附属書Ｆに掲げる物質を輸入しようとする者は、当該物質が当該物質以外の物質の製造工程にお

定書附属書Ａに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Ｂに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Ｃに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）及び同議定書附属書Ｅに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）を輸入しようとする者は、当該物質が当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの

いて原料として使用されるものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(7)～(9)　［略］

8　次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなけ

であることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(8)～(10)　［略］

8　次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなけ

ればならない。

(1)　［略］

(2)　９の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（二の表の第１中三の９の（１）に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及

ればならない。

(1)　［略］

(2)　９の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（二の表の第１中三の９の（１）に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及

び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であって、二の表の第2に基づく二号承認又は7の(3)から(5)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

(3) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の第2に基づき二号承認を受けるべき

び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であって、二の表の第2に基づく二号承認又は7の(4)から(6)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

(3) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の第2に基づき二号承認を受けるべき

貨物及び7の(3)から(5)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

当該動物又は植物の原産地	船積地域	提出書類
［略］		

(4)イ　種の保存法第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の個体等（二の表の第2に基づき二号承認を受けるべき貨物、二の二の表

貨物及び7の(4)から(6)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

当該動物又は植物の原産地	船積地域	提出書類
［略］		

(4)イ　種の保存法第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の個体等（二の表の第2に基づき二号承認を受けるべき貨物、二の二の表

の第２に基づき二の二号承認を受けるべき貨物、(2)及びロに規定する貨物又は７の(3)から(5)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあっては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書）

ロ　アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別

の第２に基づき二の二号承認を受けるべき貨物、(2)及びロに規定する貨物又は７の(4)から(6)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあっては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書）

ロ　アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別

表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等（二の二の表の第２に基づき二の二号承認を受けるべき貨物並びに７の(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）については、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書 (5)～(9)　［略］ ９　［略］	表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等（二の二の表の第２に基づき二の二号承認を受けるべき貨物並びに７の(4)及び(5)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）については、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書 (5)～(9)　［略］ ９　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、一の表の第２の改正規定及び三の７の(7)の改

正規定（三の７の(7)を三の７の(6)とする部分を除く。）は、平成三十一年一月一日から施行する。